

住まいに関する補助・助成のお知らせ

五所川原市住宅リフォーム助成事業

自己の居住する住宅の修繕や増改築工事の経費の一部を助成します。

ただし、同一人および同一住宅につき1回限りとし、過去に本事業の助成を受けた方は申し込みできません。

助成対象者…次の条件をすべて満たす方です。

▽市内に居住し、住民登録をしている方

▽市税を滞納していない方

▽住宅の修繕や増改築の部分に関し、市の他制度の助成を受けていない方(助成を受けた箇所または受けようとする箇所を除けば申請可)

助成対象住宅

▽自己が所有し、自らが居住している市内の住宅

▽マンション等の集合住宅については自己専有部分

▽店舗等との併用住宅は自己居住部分のみ

助成対象工事…次の条件を全て満たす工事です。

▽工事に要する費用が20万円以上(消費税額を除く)の工事

▽市内に本店を有する建設業者等(個人事業者含む)が施工する工事

▽助成金の交付決定後に着手し、平成27年1月末日までに完了する工事

▽工事完了した日から30日以内に実績報告書を提出すること

*工事例 部屋の増設、間仕切りの変更のための工事 / 屋根の葺き替えや塗装工事 / 外壁の張り替えや塗装工事 / 台所や浴室などの改修工事 / 壁紙や床などの張り替え、模様替え等の内装工事 / 襖の張り替え、畳の表替え / 段差解消などのバリアフリー工事 / 屋根、雨樋などの改修工事 など

助成限度額・助成率

対象工事費の20%(1,000円未満は切り捨て)以内で20万円を上限

受付期間…平成26年5月1日(木)から5月15日(木)まで

*予算を超える申請があった場合は抽選を行います。

*5月15日時点で予算に到達しない場合は、10月31日まで先着順で受付します。ただし、予算に到達した時点で受付を終了します。

申請方法…申請書(市ホームページからダウンロードまたは建築住宅課で配布)に必要事項を記入し、添付書類とともに建築住宅課まで持参してください。

*詳細は、市ホームページでも確認できます。

申請先…建築住宅課 内線2664

五所川原市新エネルギー設備導入促進事業

市内の住宅等(これから新築する場合も含む)に太陽光発電システム、家庭用蓄電池、木質ペレットストーブを設置し、自ら居住する方(木質ペレットストーブは営業用店舗で日常的に使用する方も可)を対象に設置費用の一部を補助します。

補助対象設備・補助金額

▽住宅用太陽光発電システム

1kW当たり3万円とし、12万円を上限

▽家庭用蓄電池

1kWh当たり2万円とし、6万円を上限

▽木質ペレットストーブ

設備の購入に要する費用または15万円のいずれか低い額

*交付決定前に工事着手したものや、既設・中古の設備は対象外です。

募集期間

平成26年4月1日(火)から平成27年2月13日(金)まで

*詳細は、市ホームページでも確認できます。

申請先…企画課 内線2154

浄化槽設置費用の補助金制度【補助対象拡充】

これまで補助対象を切り替えにより設置する浄化槽に限っていましたが、今年度から、新築、建替え、新たに建築する建売住宅の購入による浄化槽も対象となりました。

対象となる区域…公共下水道認可区域、特環下水道(相内地区)・農業集落排水(梅田地区・藻川地区・蒔田地区)・漁業集落排水(十三地区)を除く市内全域

補助対象の要件

▽自らが居住することを目的とした住宅に浄化槽を設置する方
または浄化槽を新たに設置する住宅を建築・購入する方

▽市税等を滞納していない方

▽市に住民登録をしている方または住民登録を行う方

▽着工前に申請し、市の確認を受けること

▽平成27年3月10日(火)までに設置を完了し、浄化槽設置完了報告書を提出すること

*店舗を含む住宅や一軒家の貸家の場合、別に要件があります。

*新たに建築される建売住宅を購入する場合は、建築者が保管する補助対象であることを証する通知書が必要になります。

補助の限度額…▽5人槽：35万2,000円

▽6～7人槽：44万1,000円

▽8～10人槽：58万8,000円

補助の基数…150基を予定

受付期間…平成26年4月1日(火)～12月25日(木)まで、予算の範囲内で随時受付。申請に必要な書類は下水道課で配布。

申請先…下水道課(不魚住61-1) Tel.23-6000